区分	額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第一号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき二百十円との合計額
規則第四十条第四号又は第五号に該当する者以外の者であって、同条第二号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき百三十円との合計額
規則第四十条第三号に該当する者	一日につき零円と一食につき百円との合計額
規則第四十条第四号に該当する者であって、同号から第三号まで又は第六号に該当しないもの	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	一日につき三百七十円と一食につき二百十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき二百十円との合計額）

区分	額
入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号。以下「基準」という。）の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額
基準の入院時生活療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）
基準の入院時生活療養（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百七十円と一食につき四百二十円との合計額（ただし、平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき二百円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者

区分	額
規則第四十条各号に該当する者以外の者	一日につき三百二十円と一食につき四百六十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であって、同条第一号に該当するもの	一日につき三百二十円と一食につき二百十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であって、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のもの	一日につき三百二十円と一食につき百三十円との合計額
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者以外の者であって、同条第二号に該当する者のうち、令第十四条第七項に該当するもの	一日につき零円と一食につき百円との合計額
規則第四十条第三号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当しないもの	一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額）
規則第四十条第三号又は第四号に該当する者であって、同条第一号に該当するもの	一日につき零円と一食につき二百十円との合計額
規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者	